

筑波大学によるつくば市消防本部跡地利用計画事業 公募要項【別紙7】定期借地権設定契約書案の修正に係る新旧対照表（令和5年3月28日）

記載頁等	修正前	修正後
	事業用定期借地権設定契約書（案）	定期借地権設定契約書（案）
1 頁 第1条（契約の目的、定期借地権の設定） 第2項	<p>第1条（契約の目的、定期借地権の設定）</p> <p>賃貸人つくば市（以下「市」という。）は、賃借人国立大学法人筑波大学（以下「大学」という。）に対し、後記1記載の土地（以下「本件土地」という。）を、大学が賃借した上で【●●】（以下「事業者」という。）に転貸し、事業者が後記2記載の建物（以下「本施設」という。）を所有することを目的とする借地として賃貸し、大学はこれを借り受けた（以下「本契約」という。）。</p> <p>2 市及び大学は、本契約が、筑波大学によるつくば市消防本部跡地利用計画事業のために、大学が事業者に転貸することを目的とする賃借権を設定するもので、大学の賃借権は借地借家法（以下「法」という。）第23条第1項に定める事業用定期借地権（以下「本件借地権」という。）に当たることを承認した。</p>	<p>第1条（契約の目的、定期借地権の設定）</p> <p>賃貸人つくば市（以下「市」という。）は、賃借人国立大学法人筑波大学（以下「大学」という。）に対し、後記1記載の土地（以下「本件土地」という。）を、大学が賃借した上で【●●】（以下「事業者」という。）に転貸し、事業者がもっぱら事業のよう供する後記2記載の建物（以下「本施設」という。）を所有することを目的とする事業用借地として賃貸し、大学はこれを借り受けた（以下「本契約」という。）。</p> <p>2 市及び大学は、本契約が、筑波大学によるつくば市消防本部跡地利用計画事業のために、大学が事業者に転貸することを目的とする賃借権を設定するもので、大学の賃借権は借地借家法（以下「法」という。）<u>第22条に定める定期借地権</u>（以下「本件借地権」という。）に当たることを承認した。</p>
1 頁 第1条（契約の目的、定期借地権の設定） 第2項注釈		<p><u>事業者の提案により、大学が事業者に対して事業用定期転借地権を設定する場合は、市は、大学に対して法第23条第1項に定める事業用定期借地権として賃借権を設定する。また、かかる場合には、本契約を必要に応じて修正した上で、公正証書を作成する。</u></p>
1 頁 第2条（使用目的）	<p>第2条（使用目的）</p> <p>本契約は、市が所有する本件土地を、大学が賃借した上で事業者に転貸し、事業者が本施設を所有することを目的として賃借するものである。</p>	<p>第2条（使用目的）</p> <p>本契約は、市が所有する本件土地を、大学が賃借した上で事業者に転貸し、事業者がもっぱら事業の用に供する本施設を所有することを目的として賃借するものである。</p>
2 頁 第4条（賃料）	<p>第4条（賃料）</p> <p>本件土地の賃料は、1か月●円（●円／m²）とする。ただし、支払期間が1か月未満の場合は、その月の日数による日割り計算によるものとし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>2 大学は、市の指定する方法により翌月分の賃料を、毎月末日に限り、その指定する場所において支払わなければならない。</p> <p>3 賃料の改定は、第3条に定める賃貸借開始月から満3か年は据え置き、4年目に前月の賃料を基礎として協議するものとし、以後も満3年経過毎に同様に協議するものとする。</p> <p>4 前項にかかわらず、公租公課の負担の大幅な増加、近隣の賃料の大幅な変動、その他経済情勢に大幅な変動があり、賃料が不相当になった場合、市及び大学が協議のうえ、賃料を改定することができるものとする。</p> <p>5 市は、大学の書面による事前承諾なくして本契約に基づく賃料請求権を第三者に譲渡し、質権その他の担保に供することはできない。</p> <p>6 振込みに要する費用は、大学の負担とする。</p>	<p>第4条（賃料）</p> <p>本件土地の賃料は、1か月●円（●円／m²）とする。ただし、支払期間が1か月未満の場合は、その月の日数による日割り計算によるものとし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>2 大学は、市の指定する方法により翌月分の賃料を、毎月末日に限り、その指定する場所において支払わなければならない。</p> <p>3 <u>賃料は、固定資産評価替えに伴う評価額の改定があったときには、つくば市公有財産規則第35条第1項に基づいた賃料を基礎として改定を行うものとする。</u></p> <p>4 前項にかかわらず、公租公課の負担の大幅な増加、近隣の賃料の大幅な変動、その他経済情勢に大幅な変動があり、賃料が不相当になった場合、市及び大学が協議のうえ、賃料を改定することができるものとする。</p> <p>5 市は、大学の書面による事前承諾なくして本契約に基づく賃料請求権を第三者に譲渡し、質権その他の担保に供することはできない。</p> <p>6 振込みに要する費用は、大学の負担とする。</p>

2 頁 第 5 条（契約保証金の納付）		<p>第 5 条（契約保証金の納付）</p> <p>大学は、本契約締結と同時に、契約保証金として、前条第 1 項に定める賃料の【2】年分に相当する金●●円を市に納付しなければならない。</p> <p>2 前項の契約保証金は、本契約に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。</p> <p>3 市は、本件借地権の契約期間が満了したとき又は第 14 条の規定により本契約が解除されたときは、大学による第 11 条に基づく原状回復及び本件土地の明渡しの完了を確認した後に、契約保証金を大学に返還する。</p> <p>4 第 1 項の契約保証金には利息を付さない。</p> <p>5 第 1 項の契約保証金の金額は、賃料が本契約に従って改定され、又は本件土地の範囲の変更等により賃料が変更されたときでも、これを変更しないものとする。但し、市が、賃料の増額等の事由により契約保証金の金額が次項に定める大学の金銭支払債務又は損害賠償その他本契約に定める大学の金銭支払債務（ただし、第 12 条で定める違約金債権を除く。）の弁済に充当するための金額に不足すると認めて、大学に対して増額を請求したときは、大学はこれに応じるものとし、当該増額分を市に納付しなければならない。</p> <p>6 市は、大学が賃料（賃料の不払いにかかる延滞金の支払を含む。）の支払を理由なく遅滞したとき又は損害賠償その他本契約に定める大学の金銭支払債務（ただし、第 12 条で定める違約金債権を除く。）の履行を怠ったときは、大学に対して何ら催告を要することなく、第 1 項の契約保証金の一部又は全部をその弁済に充当することができるものとする。また、市が本項に基づき契約保証金を充当した場合には、大学は、直ちに市が充当した金額に相当する金額を市に納付しなければならない。</p> <p>7 大学は、賃貸期間中、第 1 項の契約保証金をもって賃料その他債務との相殺を主張することはできない。</p> <p>8 大学は、契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。</p>
3 頁 第 7 条（充当の順序）		<p>第 7 条（充当の順序）</p> <p>大学が前条に定める延滞金を支払うべき場合において、現実に納付のあった金額が、契約保証金、賃料及び延滞金の合計額に満たない場合には、延滞金、賃料及び契約保証金の順序で充当する。</p>
3 頁 第 8 条（転貸借の承諾）	<p>第 6 条（転貸借の承諾）</p> <p>市は、大学が本件土地について、事業者に法第 23 条第 1 項に基づく事業用定期借地権として転貸することを承諾する</p>	<p>第 8 条（転貸借の承諾）</p> <p>市は、大学が本件土地について、事業者に法第 22 条に基づく定期借地権として転貸することを承諾する。</p>
3 頁 第 11 条（原状回復義務等）	<p>第 10 条（原状回復義務等）</p> <p>大学は、第 3 条第 1 項に定める期間満了により本契約が終了する場合には、期間満了日までに、本契約の規定により本契約が解除されたときは、市の指定する期日までに、本施設を自らの責任及び費用で撤去し、本件土地を本契約締結時の状態に復して、市に返還するものとする。ただし、市が本施設を譲り受ける場合又は市と大学間において事業用定期借地権設定契約を再契約する場合はこの限りではない。</p>	<p>第 11 条（原状回復義務等）</p> <p>大学は、第 3 条第 1 項に定める期間満了により本契約が終了する場合には、期間満了日までに、本契約の規定により本契約が解除されたときは、市の指定する期日までに、本施設を自らの責任及び費用で撤去し、本件土地を本契約締結時の状態に復して、市に返還するものとする。ただし、市が本施設を譲り受ける場合又は市と大学間において定期借地権設定契約を再契約する場合はこの限りではない。具体的な返還の方法、内容については、第</p>

		<p><u>2 項の定めによるほか、本契約の終了時までに、市及び大学の間で協議を行う。</u></p> <p>2 <u>本件借地権の契約期間が満了する場合において、大学は市に対し、契約満了日の【5】年前までに、本施設の収去の計画及び建物賃借人の明渡しに関する事項その他市が大学に合理的な範囲で指示する本件土地の返還に必要な事項を書面により報告のうえ、市及び大学の間で協議しなければならない。</u></p> <p>3 <u>市は、大学が第1項に定める本施設の撤去及び原状に復して本件土地の返還を行わないときは、大学に代わって本施設を撤去し、本件土地を原状に復すことができる。この場合において、大学は、市による本施設の収去について異議を申し立てことができず、市が本施設の撤去及び本件土地の原状回復に要した費用を負担しなければならない。</u></p>
4 頁 第 12 条（違約金）		<p>第 12 条（違約金）</p> <p><u>大学が本契約の終了後、市に対し、前条第1項に定める期日までに、同項に従った本件土地の返還を行わない場合、大学は、市に対し、違約金（違約罰）として、前条第1項に定める期日の翌日から本件土地を返還するまでの間、以下の計算式により算出される金額を支払うとともに、市の被った損害を賠償しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 4 条第 1 項に定める賃料（月額） × 前条第 1 項に定める期日の翌日から本件土地を返還した日（同日を含む。）までの日数</u></p> <p>2 <u>前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部ではなく、市が大学に対し、第 13 条その他の本契約の規定に定める損害賠償請求を行うことを妨げない。</u></p>
4 頁 第 13 条（損害賠償）		<p>第 13 条（損害賠償）</p> <p><u>大学は、本契約に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。</u></p>
4 頁 第 14 条（契約の解除）	<p>第 11 条（契約の解除）</p> <p>市は、次の各号の一に掲げる事由が大学に存する場合において、本契約を解除することができる。なお、第1号及び第5号の場合は相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第4条第2項に規定する支払期限後、3ヶ月以上賃料の支払を怠ったとき、又は賃料の支払を度々怠り、市大学間の信頼関係を破壊するものと認められるとき。 (2) 大学が、本契約第8条の規定に違反したとき。 (3) 大学が、解散若しくは業務停止、民事再生手続開始、破産手続開始の申立て(自己申立てを含む。)その他これに類する法的倒産処理手続の申立てがあった場合又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合。 	<p>第 14 条（契約の解除）</p> <p>市は、次の各号の一に掲げる事由が大学に存する場合において、本契約を解除することができる。なお、第1号及び第5号の場合は相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第4条第2項に規定する支払期限後、3ヶ月以上賃料の支払を怠ったとき、又は賃料の支払を度々怠り、市大学間の信頼関係を破壊するものと認められるとき。 (2) 大学が、本契約第9条の規定に違反したとき。 (3) <u>大学が、本契約第11条の規定に違反し、又は違反するおそれのある場合。</u> (4) 大学が、解散若しくは業務停止、民事再生手続開始、破産手続開始の申立て(自己申立てを含む。)その他これに類する法的倒産処理手続の申立てがあった場合又は手形交換所の

	<p>(4) 事業譲渡の決議がされた場合、強制執行の申立て、競売申立て又は仮差押若しくは仮処分の申立てを受けた場合。</p> <p>(5) 前各号のほか、大学が本契約の義務を履行せず、かつ、市が相当期間を定めて催告しても、なお履行しない場合。</p>	<p>取引停止処分を受けた場合。</p> <p>(5) 事業譲渡の決議がされた場合、強制執行の申立て、競売申立て又は仮差押若しくは仮処分の申立てを受けた場合。</p> <p>(6) 前各号のほか、大学が本契約の義務を履行せず、かつ、市が相当期間を定めて催告しても、なお履行しない場合。</p>
--	---	--